

キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様書

キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様は次のとおりとする。

第1 事業概要

離職によるブランクや環境変化等に不安を抱く求職者を早期就職に導き、企業が即戦力として求める人材を得るため、年間3期にわたり、求職者に対し各種セミナーの受講や職業訓練の体験を通じたスキルを高める取り組みから、職業体験やその後の就職マッチングまでを一貫して行う求職者支援事業「しごと塾」を実施するもの。

第2 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

第3 提案上限額

6,602,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。
提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

第4 委託業務内容

受講を希望する求職者（以下「しごと塾生」という。）及び参加企業の募集・確保から、セミナーの企画、事前準備、当日の運営（本市が指定する事業を含む。）及び広報宣伝業務一式

第5 しごと塾の具体的実施内容等

1 受講対象者

- (1) 各期につき30人程度のしごと塾生を確保すること（目標）。
- (2) 年齢による制限を設けず、幅広い分野で就職を希望する多様なしごと塾生の参加を受け入れること。

2 実施回（期）数及び実施時期

(1) 実施回数

- ア 1期あたり延べ7日間以上の開催とし、合計3期開催すること。
- イ 3期のうち1期については女性をメインターゲットとする。ただし、性別による参加制限自体は設けないこと。

(2) 実施時期

各期ごとに、本市（委託元）と協議のうえ決定する。

3 開催場所

4に掲げる事業のうち特に場所を指定するものを除き、尼崎市内でしごと塾生の利便性や事業の実施効果を考慮した場所で開催すること。

4 各期のしごと塾において実施する事業及び実施内容

(1) セミナー

ア 内容

しごと塾生の興味・関心及び就職活動における課題を踏まえ、就職につながるスキルを養成するセミナーを複数企画し、実施すること。なお、本セミナーは(3)の業務内容説明会をカリキュラムに組み込んで同時に実施すること。

イ 実施回数等

各期共に1日のカリキュラムとして午前9時から午後5時までの間（うち1時間休憩）で組むこととし、1期につき延べ7日間以上実施すること。

ウ その他実施条件

(ア) セミナーの内容は、就労意欲の向上、コミュニケーション能力等実践的なスキルの習得及び自己理解の促進に資するものとし、しごと塾生の状況に応じ柔軟に構成すること。

なお、基礎的な就労支援として、パソコン講座（Word 初級、Excel 初級）及びビジネスメイク講座については必須セミナーとして実施すること。

(イ) 各セミナーの目的及び内容に応じて、適切な講師を選定すること。講師については、当該分野における実務経験や指導実績を有する者を基本とし、しごと塾生の理解を深めることができる十分な知識及び技能を備えた人材とすること。

(ウ) 各セミナーの実施にあたり、講師による説明内容の理解を促すため、当該内容を補完する資料を作成し、しごと塾生に提供すること。その資料はセミナーの内容に即した構成とし、振り返り学習に資するものとする。提供にあたっては、電子データ又は紙媒体により提供し、しごと塾生の利便性に配慮すること。

(2) ポリテクセンター兵庫との連携による職業訓練体験研修

ア 内容

ポリテクセンター兵庫と連携し、同センターが実施する職業訓練体験研修を本事業のプログラムとして実施すること。

イ 指定する実施場所

ポリテクセンター兵庫内（尼崎市武庫豊町3丁目1-50）

ウ 実施回数等

各期共に1日以上実施すること。実施日時については、ポリテクセンター兵庫及び本市と協議のうえ決定すること。

エ その他実施条件

実施にあたっては、同センターと事前調整や情報共有等を丁寧に行う中で、女性や未経験者等の初心者の積極的な参加を促すような流れを工夫するとともに、具体的な研修内容については、本市と協議のうえ決定する。

(3) 業務内容説明会

ア 内容

市内企業による業務内容説明会（求人内容含む）を(1)のセミナーのカリキュラムに組み込み実施すること。

イ 実施回数等

(セミナーの実施回数等を参照)

ウ その他実施条件

(ア) 人手不足の市内企業を中心に幅広く募集し、様々な業種及び規模の企業を選定のう え、開催にあたっては1回の開催につき15社以上確保すること。

(イ) 参加企業には、雇用形態、給与水準、賞与の有無、福利厚生等の労働条件を必ず説明させるとともに、しごと塾生の興味・関心を喚起できるよう、会社概要、業務内容、職場環境、求人条件等をわかりやすく整理した資料やパンフレットの提供を求め、配布すること。

(ウ) マザーズハローワーク尼崎との共催事業であるミニ面接会の実施

業務内容説明会のプログラムの一つとして、出産・育児・介護等の理由で離職中の者を対象としたミニ面接会を開催するものとする。ミニ面接会に参加する企業については、短時間勤務制度や在宅勤務制度等の社内制度を整備している企業、または「くるみん認定」(厚生労働省)の認定制度や「尼崎市子育て応援企業表彰」(本市)の表彰制度を受けている企業等を中心に、マザーズハローワーク尼崎と協議のう え4～5社確保すること。

(4) 職場体験(トライアルワーク)

ア 内容

人手不足の市内企業を中心に幅広く募集し、選定した企業の業務をしごと塾生に実際に体験させ、当該企業や業種への関心と就職意欲を醸成させること。

イ 指定する実施場所

参加企業が指定する場所

ウ 実施回数等

各期共に半日から1日実施すること。

エ その他実施条件

(ア) 人手不足の市内企業を中心に様々な業種及び規模の企業に募集をかけ、各期につき15社(各期の重複可)以上確保すること。

(イ) しごと塾生に対し、職場体験の意義の説明を行うとともに、日程調整等を行い、必要に応じて同行するなど、丁寧な対応に努めること。

(ウ) しごと塾生に対し、傷害保険への加入及び申込み手続きを行い、傷害保険の費用負担を行うこと。

5 受講者の確保に向けた広報・宣伝業務

本事業の実施にあたり、しごと塾生の確保目標(各期につき30人程度)の達成に向けて、受託者のもつネットワークやノウハウを活用した効果的な情報発信(広報・宣伝)を行うこと。また、広報・宣伝媒体の選定にあたっては、参加者の年齢層や居住地等に応じた訴求効果の高いものとする。

6 相談体制の整備

(1) しごと塾生の個々の状況等をつぶさに把握し、セミナー ⇒ ポリテクセンター兵庫との連携による職業訓練体験研修(への積極的な参加誘導) ⇒ 業務内容説明会(ミニ面接会等を含む。) ⇒ 職場体験(トライアルワーク)から就職マッチングに至るまで、個別丁寧

なトータルコーディネートを行うこと。

- (2) しごと塾生が就職活動における疑問・不安を気軽に相談し解消できるような相談体制を整えること。
- (3) しごと塾生に対し適切な助言等を行う立場にある者については、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、国家資格キャリアコンサルタント同等資格、または就労支援経験を有する者であること。

7 しごと塾生の内定・採用状況の把握について

しごと塾生の内定状況及び採用状況の把握を行い、適宜本市に報告すること。

8 その他の委託業務及び留意事項

(1) あま咲きコイン（SDGs ポイント）の付与について

しごと塾生のうち、本市が発行するデジタル地域通貨「あま咲きコイン」アプリまたはカードを保有している者で希望者に対し、本市が別途指定する金額のコインを付与すること。ただし、ひとりあたり1期につき1回限りとする。

(2) 参加企業に対して、産業・雇用オンラインシステム『アマポータル』へ登録促進を行うこと。

(3) 受託者は、しごと塾生へのアンケートやヒアリング等を通じてニーズを把握し、その結果をセミナー内容の改善及び次回の開催時に反映させる等、継続的な質の向上に努めること。

(4) 育児中のしごと塾生が、安心して子どもを預け本事業に参加できるよう、託児サービスの確保またはこれに準ずる支援体制を確保すること。サービスの提供に当たっては、保育士資格を持つ者を配置するほか、託児環境の安全性の確保に十分配慮するとともに、事故防止に必要な措置を講ずること。

第6 成果指標（就職マッチング）について

しごと塾生の概ね40%以上の就職マッチングを目標とする。

なお、しごと塾を実施する中で就職マッチングに至らなかった者については、本市の無料職業紹介窓口への誘導に努めること。

第7 契約条件及び留意事項等

1 事業実施計画書及び実績報告等について

ア 本業務を実施するにあたっては、あらかじめ事業計画書（広報・宣伝業務含む。）を提出し本市と協議すること。

イ 受託者は、しごと塾生の様子や採用面接等の応募結果、しごと塾修了後の状況、ポリテクセンター兵庫への入所状況等について本市の求めに応じ、適宜報告すること

ウ しごと塾生に対しアンケート調査を実施し、本市に報告すること。なお、アンケートの内容については、本市と協議の上決定すること。

エ また、各期におけるすべての事業終了後、30日以内にしごと塾生の名簿、アンケート結果、しごと塾での様子（写真）、企業の採用面接等の応募結果等を記録したもの及び参加企業名簿をまとめて本市に提出することとし、その受理を以て当該期の事業完了とする。

2 担当者の届出

受託者は、業務に従事する担当者を定め、業務の開始にあたり、名簿を委託者に提出しなければならない。なお、名簿提出後にやむをえない事情により担当者を変更する場合は、遅滞なく委託者に連絡した上で、変更後の名簿を委託者に提出することとする。

3 業務実施における連絡・協議

実施事業者として選定された企業又は団体は、すみやかに委託契約を締結し、本市と具体的な業務内容及びその履行方法などについて調整・協議すること。

4 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、本業務の一部について委託する場合は、あらかじめ尼崎市の承認を得なければならない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

5 支払条件

すべての業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

6 契約保証金

契約金額が300万円（消費税込）以上の場合は、契約保証金（契約金額の5/100以上）が必要となる。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付すること。

7 留意事項

(1) 秘密の厳守

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密（個人情報、企業に関する未公表の情報その他本業務の執行上の秘密）について、第三者に漏らし又は本業務の目的以外に使用してはならない。本業務委託期間終了後においても同様とする。

(2) 損害賠償責任

受託者が本業務の実施に際し、本市または第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(3) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

(4) 成果物に関する事項

本市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は本市に帰属する。

(5) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要な無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

(6) 特記事項

ア 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。

イ 関係団体との調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。

ウ 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規・条例等を遵守すること。

エ 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に

万全の対策を講じること。

オ その他仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議し対処すること。

第8 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

住 所：〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電 話：06-6430-7635

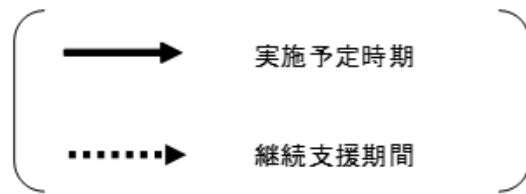
ファクス：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担 当：杉浦・大谷

キャリアアップ支援事業・「しごと塾」のスケジュール(案)

セミナー内容	2026年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
しごと塾 第1期				→
しごと塾 第2期							→
しごと塾 第3期											→



※しごと塾の実施時期については、プロポーザル審査終了後に、決定した受託事業者と行う打ち合わせにおいて、最終決定するものとする。